



Title	ミカン農業における農協共販体制の歴史的展開過程：戦前における静岡県と愛媛県の比較
Author(s)	林, 芙俊
Citation	北海道大学農経論叢, 64, 73-86
Issue Date	2009-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/39857
Type	bulletin (article)
File Information	RAE64_009.pdf



[Instructions for use](#)

ミカン農業における農協共販体制の歴史的展開過程

戦前における静岡県と愛媛県の比較

林 芙 俊

Historical Development of Cooperative Shipping System of Satsuma Mandarin:

Comparison Research on Shizuoka and Ehime

Futoshi HAYASHI

Summary

The cooperative shipping system receives regulations from the historical development process. This becomes important for understanding the form and the function of the cooperative shipping system. In this study, the distinctiveness of the cooperative shipping system of Satsuma Mandarin in Ehime is analyzed by a comparison with Shizuoka.

Characteristics of Cooperative shipping systems in both prefectures that succeeded prewar days are the following three points. The first point, whether it is a single-purpose cooperative or a multi-purpose cooperative depends on the development at prewar days. The second point, the base of shipping system is farmer's small-scale co-fruit sorting group. The third point, technical guidance to those farmers has been enhanced since prewar days.

1. 本論の課題

わが国の総合農協は、設立当初から戦後自作農の維持装置という政策的な位置づけを与えられ、その後も各事業が国の政策と連動する形で発展を遂げてきた。このような性格は、「制度としての農協」(註1)として知られている。しかし、現在の農協に関する議論においては、農政の転換や組織基盤の変化にともない、こうした性格の弱体化が進みつつあるとみられており、組合員の主体的参加による自生性を重視する方向で農協の将来像が展望されている。

こうした議論を進めるうえで注目に値するのが、愛媛県を中心とするミカン農業地帯において独自の発展をみせた専門農協である。戦前からの自生的な共販組織としての歴史を有し、「制度としての農協」とはまったく異質なものである。しかし、専門農協に関する従来の研究は、マーケティング能力に関するものに偏っており、こうした組織化のあり方を評価、分析したものは極めて少ない。

そこで本論では、愛媛県の戦前期のミカン販売組織がどのような特質をもち、そのことが戦後の専門農協組織の展開過程に与えた影響を分析することを課題とする。

本論では、愛媛県と同様に戦前からミカンの産地化が進みながらも、戦後は総合農協によるミカン販売が主流となった静岡県との比較分析を通じて、この課題に応えることとしたい(註2)。そのため、第2節ではまず分析視角として、歴史的過程が共販組織の展開にどのような規定性をもつのかについて、ミカン産地の特質にふれながら整理し、第3節において愛媛県と静岡県におけるミカンの流通組織化の比較をおこない、第4節で結論と今後の課題を述べることにする。

2. 本論の分析視角

従来の研究が専門農協をどのように捉えてきたのかについては、マーケティング能力の側面から評価したもの(註3)、取り扱う品目の専門化・単

一化などの視点から分析したものなどがある。しかし、本論では自生性をその本質と考えるため、発生的な視点から分析をおこなうこととする。

共販組織がとりうる事業体制というものは、自身が展開してきた過去の組織と事業から制約を受ける。専門農協はわが国の農協制度からの規制をあまり受けない存在であったことは、そうした性格を強めており、専門農協はこのような意味において歴史的な存在であるといえる。優れた販売機能を有するのであれば、それをもたらした歴史的な展開過程の分析を研究課題とすることが必要である。

従来の専門農協研究が、こうしたことを十分に議論することなく、どの時代にも、どの地域にも、どの作目においても成立する一般的な概念として専門農協を捉えたことは性急にすぎたといわねばならない(註4)。愛媛県における政治的な状況もあって、専門農協と総合農協の優劣が論じられたことも、そうした傾向を助長したものと考えられる。

本論では、自生的な下からの組織化を有するという歴史性が、愛媛県のミカン専門農協の本質であると考えられる。この歴史的展開に影響を及ぼしてきたのは、図1に示したように、扱う作目の特性、地域農業の展開と社会的条件、市場条件、組織基盤である。これらの要因が歴史的な展開過程のなかで、それぞれの共販組織に固有な特徴として固定化されてきたのである。

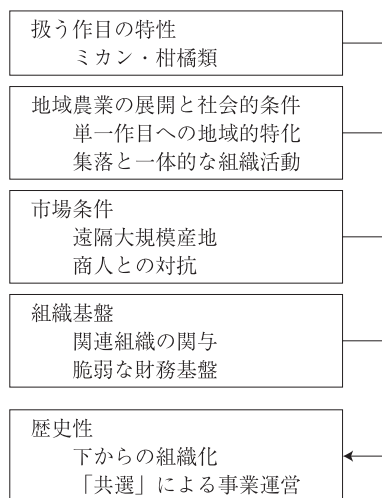


図1 共販組織の歴史的展開に規定性をもつ諸要因

愛媛県の専門農協について、具体的な歴史の分析に入る前に、これらの要因を整理しておきたい。扱う作目の特性としては、ミカンが果樹であり、そのなかでも常緑果樹であることである。土地合資体資本としての樹体の状態は前年の生育状況におおきく左右され、そのことが収量や品質に影響するが、常緑果樹であるミカンはこの性質がとくに顕著で、強い隔年結果性を有している。このため、植物体が毎年更新される一年生の作物とは異なり、せん定や摘果などの生産管理は前年の状態を踏まえるため毎年異なったものとなる。したがって、ミカン産地においては継続的で密度の高い技術指導が求められることになるのである。

柑橘生産が特定の地域に集中し、そこでの農業経営が柑橘作に特化する傾向があることは、そうした技術指導体制の基盤を提供している。これは単に、農協が営農・技術指導体制を充実させるうえで有利であることのみにとどまらず、集落を基盤に農家を組織化し、技術指導体制のなかに組み込むことを可能としている。また、ミカン専作化は集出荷体制にも影響を及ぼしてきた。生産が集出し遠隔地への移出が必須となり、機械選果などの効率化・合理化と市場対応のための規律が集出荷体制において求められる。

また戦前では、農会や産業組合など、ミカンの集出荷を直接目的としない組織が集出荷体制の整備に関与しており、こうした状況も地域性をもって展開してきた。その際の選果施設の整備については、通常の部会のように農協のような財務基盤を有する組織に依存できなかったため、出資や利用料などによる生産者の費用負担を重視せざるをえなかった。こうした費用負担の根拠や金額は組合員に対して明示され、選果場への帰属意識を高めることとなってきた。

こうしたなかで、愛媛県に固有の特徴としては「共選」という組織があげられる。共選は、果たしている機能としては一般的な部会に相当するものであるが、戦前の出荷組合を前身としているために、生産者によって自主的に運営されている。ミカン生産が急成長を遂げていた時期において、任意組織にすぎない共選と農協との合併が問題とされたことから、共選の独立性と位置づけの高さが伺い知れよう(註5)。愛媛県においては、集

出荷体制の基盤がこの共選という組織にあり、共選とその上部にある専門農協との関係性が、専門農協の組織と事業をもっとも強く規定する歴史性となっている。ただし、先述したように、この歴史性を規定する要因は愛媛県というよりはミカン産地に固有のものであるから、こうした要因が自生的なミカン農業の発展をとおして発現しうる条件があるのならば、類似する組織化がみられることが予想される。

そうした意味で注目されるのが、静岡県におけるミカンの共販体制である。静岡県も戦前からのミカン産地であり、戦後の総合農協が主導するミカン産地とは異なる販売組織の展開がみられた。愛媛県での「共選」にあたる組織は、静岡県では「出荷組合」とよばれており、これは共選と同様に戦前からの伝統をもつか、その伝統にならって戦後組織されたものとなっている。しかし、静岡県においては、専門農協は県連合会の段階のみで、出荷組合は愛媛県と異なり総合農協の傘下であって農協共販体制を築いてきた。

このようなことから、以下では愛媛県と静岡県のミカン共販組織の展開を比較することにより、歴史性が共販組織のあり方にどのような規定性をもつかを分析することとした。

1. 愛媛県と静岡県におけるミカン共販組織形成過程の比較分析

1) 同業組合の設立と初期の事業内容

戦前期の両県における共販組織の展開を表1の年表にまとめた(註6)。ミカンの共販組織の形成過程が自生的なものであったといっても、ごく初期においては商人、もしくは商人と農家がともに参加する組織がはじめに設立された。こうした組織化は、生産の拡大が先行した静岡県においてまずみられた。

静岡県においてミカンの生産が拡大するのは明治初期で、古い産地は庵原郡、志太郡など静岡県中部地域である(註7)。庵原郡でミカンの増殖が盛んにおこなわれたのが1880年頃で、1884年には商人による組合が組織されているが、本格的な組織化は1890年代に入ってから同業組合の成立からである。

時期的には遅れるが、愛媛県においても商人に

よる組合や会社形態での組織化がはじめになされた。静岡県のミカンの有力な移出先として東京があったのに対し、愛媛のそれは阪神方面であって、海によって隔てられているうえに距離が遠い。そのため、生産量が増加し県外移出がある程度盛んになってからの組織化であった。その後、先進的な地域では農家による出荷組合の設立がすすみ、それと前後して同業組合が設立されるかたちとなった。

同業組合は、生産者と流通業者を構成員とし、1884年の同業組合準則、後には1900年の同業組合法に根拠法をおく組織である。その目的は、当時の重要な地域特産物、もしくは在来産業の生産品について、商品として通用するだけの品質の統一や規格化を図ることであり、農業分野にとどまらず輸出産業の育成策の一環をなすものであった。同業組合が設立された分野は、表2のように多岐にわたり輸出産業に限られているわけではないが、そういったものは生産・流通ともに零細小口で多くの流通段階を必要とする商品であることが特徴である。柑橘の同業組合も一定の数が存在していたが、組合数が多い業種では、後期にその数を減少させているものが多いのに対し、柑橘は遅い時期まで一定数を維持してきたことが特徴である。静岡県において、ミカンの流通にかかわる同業組合が設立されたのは、同業組合と同様の目的をもって制度化された茶業組合との関係も推察されるが、愛媛県における同業組合の成立は、静岡県などの先進県などからつたわったことが契機となっていた。また、静岡県においては、同業組合の連合会として、静岡県柑橘同業組合联合会(静柑聯)も設立された。

同業組合は、生産者と流通業者、またはそのどちらか一方を構成員とする組織である。一般的に、同業組合のおこなう事業は、製品検査、紛争調停、表彰や品評会の開催、技術指導などであり、販売については営利事業が禁止されているために斡旋にとどまっていた。

これらの事業のうち、製品検査は、同業組合という制度の目的である品質の安定と粗製濫造の防止を図る手段として最も重要であり、ミカンの同業組合においても重要な事業であった。静岡県では、前述したようにミカンの輸出に取り組む商人

表1 戦前の愛媛県と静岡県におけるミカン生産流通の組織化に関する年表

年	愛媛県	静岡県	その他
1884 (明治17)		志太郡のミカン商人が組合を組織し東京向けミカンの荷造り改善に努める。	同業組合準則布達
1891		庵原郡柑橘業組合が19名により設立。農家、ミカン商人により、志太・益津郡柑橘同業組合を設立。	
1900		庵原郡柑橘同業組合が設立。	重要物産同業組合法、産業組合法制定
1901		志太郡柑橘同業組合設立。	
1905		庵原郡にミカンの販売を行う最初の産業組合が設立。	
1906	温泉郡三津浜町に果物商と農家の協同出資による「三津果物市株式会社」設立。	志太郡柑橘同業組合により、県内で初めてのせんだの実地指導。同業組合による海外市場調査が盛んになる。	
1907	宇和郡吉田町に商人による果実出荷組合設立。		
1909	吉田町に商人の果物販売組合「吉田青果物組合」設立。		
1910	立間村に柑橘農家協同で「立間柑橘販売組合」設立。		
1911	伊予郡南山崎共同出荷組合設立。	静岡市柑橘同業組合、安部郡柑橘同業組合設立。県下4柑橘同業組合により、静岡県柑橘同業組合連合会設立。第一回全国柑橘大会が静岡市で開催され、荷造りの改善などが議題となる。	
1912 (大正1)	西宇和郡日土村に生産者70名による出荷組合設立、同真穴村にも出荷組合設立。		
1913	伊予果物同業組合設立。西宇和郡の生産者出荷組合により、ナツカンの東京初出荷。	引佐郡柑橘同業組合が設立。	
1914	宇和柑橘同業組合設立。		
1915	村松春太郎技師、宇和柑橘同業組合に着任。		
1916	越智郡果物同業組合設立、西宇和果物同業組合設立、伊予果物同業組合かんきつ等級制定。		
1917	伊予果物同業組合に協同輸送組合設立(移出用船舶の運営)。		
1918	真穴柑橘組合設立。		
1919	目の丸柑橘生産出荷組合設立。		
1920		引佐郡三ヶ日町において、農家7戸による出荷組合が設立。産業組合法によらない任意組合が増加。	
1922		伊豆蜜柑同業組合設立。	
1924			輸出柑橘取締規則公布
1925			輸出組合法が施行。日本柑橘北米輸出組合設立。
1926 (昭和1)	愛媛県果物組合連合会設立。宇和柑橘同業組合管内に6つの出荷組合を設置。	このころ、庵原郡でミカンの集出荷をおこなう産業組合、任意組合が数多く設立される。	
1927		庵原郡清水市柑橘同業組合員のうち商業者が脱退し、清水市庵原郡柑橘商同業組合を設立、静岡聯からも離脱。	
1928	伊予果物同業組合、出荷組合の設立を奨励。真穴柑橘出荷組合が選果作業場を3カ所に建設。	庵原郡農産物出荷組合連合会が設立。	このころからミカンの動力選果機の導入が進む。
1929	宇和柑橘同業組合に産組法による宇和蜜柑販売購買組合を併設、吉田町に共同選果組合を設立して共選を開始。		
1930	伊予果物同業組合に産組法による伊予果物購買販売利用組合が併設され、共同選果を実施。松山市や郡中町に共同選果組合設立。		
1931	県農会の主導により愛媛県農産物配給販売幹部部設立。大阪中央卸売市場および横浜中央卸売市場に支所を開設。	静岡市柑橘同業組合が定款を変更して静岡市柑橘商同業組合と改称し、静岡聯より脱退。	
1932	県令により内地向けの出荷規格の県下統一。		
1933	宇和柑橘同業組合から商業者の会員が脱退。	ミカンの県営検査実施。	日柑連が輸出割当を要求。北米輸出組合と輸出枠をめぐる対立。
1934		静岡県購買販売利用組合連合会に柑橘部を新設、庵原郡農産物出荷組合連合会の職員体制を引き継ぎ、販路開拓や出荷調整、輸出拡大に取り組む。	日柑連と柑橘北米輸出組合の対立が収束

資料：宇和青果農業協同組合[4]、愛媛県青果農業協同組合連合会[5][6]、静岡県柑橘販売農業協同組合連合会[9] 農林省蚕糸園芸局[19]

表2 主要な重要物産同業組合の設置状況

単位：組合

業種	1900	1906	1909	1912	1915	1918	1921	1924	1928	1931	1934	1937	1940
蚕糸業(含む種・桑苗)	14	12	164	207	248	256	307	354	453	451	222	175	127
織物	56	107	122	138	134	137	144	159	134	128	110	93	66
米穀	25	48	66	67	65	64	69	70	70	69	73	73	70
材木		18	25	30	35	37	38	47	49	50	53	54	51
醬油味噌及溜		14	19	28	33	37	39	42	41	39	36	35	27
肥料			17	29	30	25	30	30	27	21	20	20	19
木炭			11	24	32	46	81	134	174	178	195	162	176
紙及同製品		17	23	25	27	30	35	39	31	27	24	24	22
薬品				20	22	27	22	24	23	24	24	24	23
陶磁器		16	19	23	22	23	24	23	23	22	20	19	18
花筵・蘭筵・畳表	13	19	14	20	20	21	23	25	23	23	23	21	20
金属製品及同加工品				16	19	21	32	29	28	30	29	29	25
漆及漆器	14	19	15	17	16	17	18	16	18	18	18	18	16
柑橘			10		14	16	16	21	32	37	43	41	39
麦稈・経木・真田	11	13	13	11	12	22	19	18	12	11	11	12	10
砂糖			10		13	13	16	15	16	16	15	15	14
酒類(含缶詰)					13	14	16	16	16	24	24	25	25
石炭・コークス				10	11	12	11	12	11	11	11	11	11
麵類			10		10	17	14	14	15	14	12	10	
荒物・薬工品				10			24	32	40	40	43	44	44
傘(含和・洋傘)									12	12	12	11	11
その他	97	124	207	241	244	296	324	353	349	322	315	295	292
合計	230	407	745	916	1,020	1,131	1,302	1,473	1,597	1,567	1,333	1,211	1,106
連合会数	3	15	25	37	46	53	60	66	78	84	61	51	45

資料：白戸〔10〕p.61より引用

註：1) 1912・1924年は『日本経済統計総観』の数値を使用。それ以外は各年『重要物産同業組合一覧』の数値を使用(1906年の業種別組合数は、主として商工業に属する組合数であり、且つ又連合会も含まれている)。

2) その他は原則として組合数10未満のもの(ただし、上掲業種以外で10以上のものを若干含んでいる。また上掲業種中10未満の年の数値も含まれている)。

表3 庵原郡柑橘同業組合の定款(一部)

第一条	本組合ハ柑橘業ノ改良発達ヲ企画シ組合員共同ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス
第二条	本組合ハ前条ノ目的ヲ達センガため左ノ業務ヲ実施スルモノトス
	一、柑橘栽培ノ改良ニ関スルコト
	一、販路ノ拡張ニ関スルコト
	一、輸出品ノ検査ヲ行フコト
	一、病虫害駆除予防ニ関スルコト
	一、荷造り及容器ノ寸法ヲ一定スルコト
	一、貯蔵法ノ研究ニ関スルコト
	一、業務ノ取り締マリニ関スルコト
	一、共進会及品評会ニ関スルコト
	一、講習会及講話会開設ニ関スルコト
	一、紛議調停ニ関スルコト
	一、主務官庁ヨリ諮問照会アル時ハ答申ヲタハ建議誓願ヲナスコト
	前各号ノ外組合員共同利益ノ増進ニ関スルコト

資料：静岡県柑橘販売農業協同組合連合会〔9〕

註：ここに示したのは、1900年の庵原郡柑橘同業組合設立時の定款の一部である。

が多く、そのために同業組合による検査がおこなわれた。

ただし、庵原郡柑橘同業組合の定款を例として示したように(表3)、検査は主として輸出されるミカンに対するものであり、県外移出などへの規制はあまりおこなわれていなかった。そのため、荷造りの不統一や粗悪な果実の混入などが大きな問題となり、静柑聯によって県に対してたびたび県営検査が要望された。県営検査は、同業組合の創成期からかなりの期間を経た1933年から実施された。この検査は、出荷の主体を問わず、県外向け移出の全量に対して、規定の箱に詰めて県直営の検査を義務づけ、合格したもののみ県外への出荷が許されるというものであった。

この県営検査に対して、静岡県西部の三ヶ日町などで反対運動が展開された。反対運動の主張は、愛知県との県境にあるこの地域において、隣接する豊橋市などへの出荷が県内向け出荷と同様の商慣行などによっており、これに対して検査を強制

するのは不合理であるというものであり、検査の免除を要求していたが、最終的には資材費のかさむ規定の容器ではなく、従来からの簡易的な荷造りを認めながらも、検査を実施することとなった。

愛媛県においても、品質や規格の統一のための検査は同業組合によってなされていた。この検査は県外向けだけではなく、県内への出荷に際しても実施されたといい、静岡県と異なり一定の成果を収めたようである。実際の検査の方法は、同業組合が品質保証を示すために証票を商人に対して発行し、検査において定められた品質と荷造り方法が守られていると判断された場合には、その証票を荷に貼付するというものであった。同業組合の運営費は、証票を発行する際に商人から徴収され、生産者は金銭的な負担を負わないとする組合が多かった。

ミカンの同業組合において、検査とならんで大きな事業となっていたのが、生産指導にかかわる事業である。静岡県においても、愛媛県においても、同業組合は技術者を雇用し、または嘱託によって生産指導にあたらせていた。その役割は大きく、静岡県ではじめてミカンのせん定技術を指導したのも同業組合によるものである。

ミカン生産の技術指導は、同業組合が設立されるまでは農会の役割であったが、とくに静岡においては、農会は同業組合が設立されてからはほとんどミカンの生産指導にかかわらなくなった。同業組合の設立は、多くの場合は農会の指導者層が主導しており、役割分担がおこなわれていた。当時の最大の問題が不統一であったり粗悪な出荷形態にあり、生産技術の指導だけではなく商業者への規制をおこなう必要があったために、農会よりも商業者を組合員にできる同業組合による組織化を図らなければならなかったものであろう。こうした生産指導は、同業組合の系譜を引き継いで戦後設立された柑橘専門農協にも受け継がれていったのである。

以上みてきた検査と技術指導の二つが、ミカンの同業組合の主要な事業であるが、同業組合が設立された初期の頃は、商人が検査を通じた流通の円滑化、農家が技術指導にたいして、それぞれ同業組合への期待を抱いていたが、主導権は商人側にあったようである（註8）。こうした意識の

違いは、次項でみるような商人側と農家側の対立へとつながっていったのである。

2) 同業組合における農家と商人の関係

設立時には商人と農家をとともに構成員としていた同業組合が多かったが、ミカン生産の発展にもなって両者の関係は悪化し、どちらか一方のみを構成員とする組合に再編する動きが顕著となった。

前述のように静岡県においては、輸出ミカンが同業組合の検査事業の中心であったが、この組織化を通じて輸出の権益が独占されたことが、商人側と農家側の対立を引き起こすようになっていった。

この対立の契機となるミカンの輸出統制は、主にカナダ向けの輸出に関わるものであった。カナダでは、日本から輸出されるミカンのもっとも有力な輸出先となっていたが、高値での輸出が成功した翌年には輸出量が激増し、害虫の混入や腐敗果の発生も発生して価格が暴落するということを繰り返していた。1923年の関東大震災により、それまで関東向けが中心であった静岡県が海外に販路を求めるようになったことが、静岡県がミカン輸出の中心的な県であった理由であるが、この際にカナダへのミカン輸出が集中豪雨的に激増し、問題が深刻化した。

こうした状況から、1924年にはカナダ当局から輸出統制を要請され、これに対して農商務省は同年輸出柑橘取締規則を制定し、統制に乗り出した。さらに翌年の1925年に制定された輸出組合法にもとづき、日本柑橘北米輸出組合が設立され、北米向けのミカンは全量がこの組合によって統制されることとなった。

輸出組合は貿易を振興するうえで必要な輸出統制をおこない、それによって外貨の獲得を促進することを目的としたものであった。組合は、品目別・輸出地域別に設立され、同一品目でも、北米、南米、バルカン中近東、アフリカなどの輸出先地域の名を冠した複数の組合が設立された。農商務省などの省庁は、必要と判断した場合には、当該地域への輸出を全量割当制とし、これらの組合に独占させることができるとされた。輸出組合の設立が増加するのは昭和初期に入ってからであった

が、北米向けのミカン輸出については法の制定後直ちに組合の設立申請がなされ、強権的な統制が先駆的に実施された品目となったのである。

この北米輸出組合の設立申請時に、静岡県において商人側と生産者側の対立が生じ、それによって設立認可が遅れている。輸出組合は同業組合、個人移出業者、産業組合など輸出をおこなう事業者を広く組合員とし、それらに農商務省が割り当てた輸出量を配分するものであったが、静岡県においては、先進的にミカン販売に取り組んでいた産業組合と商人の立場から輸出を独占しようとした同業組合側との対立が激化し、産業組合側にも一定の出荷枠を認める形で決着している（註9）。

これを契機に、静岡県の同業組合は輸出権益を擁護するための団体としての側面を強め、1927年からは商人だけで構成される組合へと分離再編の動きがみられるようになった。このことは、輸出検査を中心とする商人による同業組合と、生産技術指導に比重を置く農家側の同業組合に分化する動きとして捉えられる。先述した三ヶ日町における県営検査反対運動の際に、三ヶ日町側が荷造り方法の簡易化で妥協し、県による検査の実施は受け入れたのも、検査を拒否すれば北米向け輸出ミカンの権利も放棄することになるという判断があった（静岡県柑橘販売農業協同組合連合会〔9〕、p.449）。このことから、静岡県における輸出ミカンをめぐる商人と農家との対立の根深さが伺えよう。

愛媛県においては、ナシなど他の商品的作物の生産がミカンの産地化に先行して進んでいたため、農家による共同販売の動きは比較的速くみられた。同県で最初の同業組合は、松山地方で1913年に設立された伊予果物同業組合であるが、これに少し先行して、1910年には北宇和郡の立間で、1911年には伊予郡の南山崎で農家のみを構成員とした出荷組合が設立されていた。また、特筆すべきことは、伊予果物同業組合自体が、商人を排して農家のみを構成員とした組織であったことである。しかし、伊予郡以外の地域では、商人の出荷への依存度の高さから、はじめから商人排除の方針をとりえず、また同業組合による国内向けの出荷の比重が静岡県よりも高かっただけに、商人側と共販体制の確立を目指す農家とのあいだに深刻な対

立をもたらすことになった。

同業組合の事業は、前述のように証票の発行による検査事業と販売斡旋であり、商人が担当してきた集出荷作業にまで事業を拡大することは、法的な制約から不可能であった。そこで同業組合は、先進的な地域で設立されていた任意出荷組合を商人に変わる集出荷作業の主体として位置づけ、それ以外の地域においては出荷組合の設立を呼びかけることで、商人を排除しようとした。

これらの任意出荷組合では市場からの代金回収と精算は困難であったが、この業務も同業組合では取り扱うことができなかつたため、産業組合法による「宇和蜜柑販売購買組合」を同業組合に併設し、これに販売を委託し精算業務を担わせる形式をとることにした。この販売購買組合の設立にあたって商人の反対運動が展開され、商人の切り崩しに応じて反対に回る農家も多々あったが、宇和柑橘同業組合の技術者であった村松春太郎らの必死の説得により、1929年に販売購買組合が設立された。

同年、こうした形での商人排除を実効あるものとするため、宇和柑橘同業組合では定款の改正をおこない、「組合員柑橘を販売せんとするときは、必ず宇和蜜柑販売購買組合に委託し販売するものとし、その他の方法により販売することを得ず」という項目を加え、違反に対する罰金も規定した。この改正では小売を除外する規定が設けられたものの、市場出荷については商人が取り扱うことを不可能とする内容であったため、商人側の反対運動は県議会議員を巻き込んで激化し政治問題化した。最終的には県知事により定款の改正が認可されて決着をみることとなり、1933年には同業組合から商人の会員が脱退するに至った。

3) 農家による集出荷活動の組織化の進展とその性格

前項で述べたように、愛媛県では同業組合の影響下に出荷組合が組織されていった。表4によりその数を確認すると、大正初期から温泉郡で先駆的に設立がはじまっている。温泉郡で農家のみから構成される伊予果物同業組合が設立されたのが1913年であるが、その翌年には出荷組合も設立されたということになる。また、設立数がもっとも

表4 愛媛県における郡別の出荷組合の設立状況
(1933年現在)

	温泉	伊予	宇和	西宇和	越智	計
1914	1					1
1915						
1916	1	2				3
1917	1	1				2
1918	2	1		1		4
1919	2	1				3
1920	1					1
1921	2					2
1922	2	1		1		4
1923		5		2	2	9
1924	1	3				4
1925	1	1		2	1	5
1926	2			3	3	8
1927	4	3		5	4	16
1928	16		2		11	29
1929	15	3				18
1930	2	1	4		2	9
1931	1	1	1	4	3	10
1932	1	1		1		3
1933		1	2	1		4
合計	55	25	9	20	26	135

資料：愛媛県青果農業協同組合連合会〔5〕(p.195)
より引用。

多いのは昭和初期であるが、これは同業組合が出荷組合の設立を奨励しはじめた時期と重なる。

一方で静岡県においては、先進的農家による集出荷組織形成の動きは愛媛県よりも早く、1905年に庵原郡において産業組合である「有限責任庵原農産物販売組合」が設立されている。この組合は、静岡県に広く普及していた報徳社を母体とするものであった。

この後しばらくは、集出荷組織はあまり普及せず、ミカン販売をおこなう産業組合が本格的に設立されるようになったのは1920年代に入ってからであった。また、このころには、県内における後進産地である県西部において、十数名程度の農家からなる任意組合が設立されるようになった。

愛媛県では郡単位の同業組合が担っていた出荷組合間の販売先の調整にあたる機能は、静岡県ではこれを担う組織が遅くまで形成されなかった。1928年に、もっとも集出荷組織の形成が進んでいた庵原郡において、庵原郡農産物出荷組合聯合会が設立された。この組合は、卸売市場における庵原郡の出荷組合同士の競争を避けるための出荷調整などを業務とし、創成期の日園連会長を8期に

わたって務めた塚口勇作などが参加していたが、事業をおこなう地区が庵原郡に限られていた。そのため、1934年に、産業組合の連合会である静岡県購買販売利用組合聯合会（県購聯）に柑橘部を設け、そこに庵原郡農産物出荷組合聯合会の業務と人員を移管することとなった。この県購聯柑橘部は、日柑連の会員として静岡県における農家側の北米輸出枠を得たほか、産業組合から出荷されるミカンの約2割について販売斡旋や出荷調整をおこない、北海道などにミカンの販路を開拓するなど、戦時統制経済となるまでの6～7年のあいだに一定の成果をあげた。

以上のように、静岡県における農家による集出荷の組織化は、時期的に静岡県よりもやや遅れていた。また、産業組合や出荷組合による集出荷がおこなわれていた地域は先進地にとどまっていた。統制経済が青果物流通において開始された1940年の時点におけるミカン出荷の取扱シェアは、52%が産業組合、45%が商人、3%が出荷組合など産業組合以外の生産者団体であった（静岡県柑橘販売農業協同組合連合会〔9〕、p.478）。出荷組合の産業組合への統合は徐々に進んでいったものの、全体としては商人をやや上回るシェアを獲得したにとどまっていた。

愛媛県についてはこの種のデータは得られなかったが、前述のように、激しい対立の結果として郡単位で商人の排除に大きな成果をあげ、同業組合の生産者団体への転換を果たした点を見ると、商人排除という点では静岡県よりも先進的であったとみることができるだろう。活動内容の点でも、愛媛県では出荷組合の設立当初から、法人格をもたないにもかかわらず出資金を集め、選果場を整備し共同選果をおこなっていたのに対し、静岡県では個選による輸送共同共販の段階にとどまる場合が多かった。

こうした組織化の遅れは、静岡県においては消費地が近く、農家が自ら市場に出荷することによって商人への販売に変えようとしたことが原因であった。とくに卸売市場が整備されてからは、農家個人が夜間にまで及ぶ家族労働によって選果荷造りをおこない、荷車で駅まではこんで鉄道で市場にミカンを送るという出荷形態が広くみられるようになった。当時の農家にとっては市況情報も

十分に得ることができず、代金回収にも多大な不安を残しての出荷であったが、かなり零細な農家に至るまでこうした出荷方法をとっていた。

以上が両県における農家による集出荷の単位組織の設立経緯であるが、こうした組織化の意義をどのように考え、戦後の共販体制とのつながりをどのように理解すればよいのであろうか。戦前期の青果物の集出荷組織を対象とした既存研究の蓄積は乏しいが、果樹農業での歴史的展開過程について言及したものとして、磯辺 [3] と松村 [16] が注目される。

磯辺は、「産地商人層排除が、生産者農民のリーダーたる地主層（地主手作り層）にとっては、貧農層をも包含した部落丸抱え的な出荷組合～産業組合の組織化によって、農民層の自立化進行のもとで動揺する部落的体制をあらためて再編強化する意義を持っていたのである」（磯辺 [3], p.461）としている。

これに対して松村は、熊本県の戦前期におけるミカンの出荷組合を対象とした研究ではあるが、やや異なる見方を示している。松村は、熊本県の河内村（現熊本市）において大正13（1924）年に結成された「河内村柑橘出荷組合」について、設立当初の運営方法や利益配分などが各集落の代表者の集まりにおいて決定され、組合の総会の位置づけが低かったことから、この出荷組合において組合長を頂点としたカリスマ的な運営がおこなわれていたと指摘している（松村 [16], pp.90-92）。地主制との関わりについては言及されていないが、組合が地域の有力者によって運営されていたという事実は、磯辺の認識と矛盾するものではない。しかし、村松は、一部の有力者が主導する組織が強い組織力を誇ったことについて、「『組織』が生産者を強くまとめ得た要因は、『組織』が生産者の家計経済を上昇させる機能を果たし、その効果を生産者自身が享受していたことであろう」とのべている（p.92）。

本論では、戦前におけるミカンの出荷組合について、とくに愛媛県については、村松に近い考え方をとることにしたい。その理由としては、第一には出荷組合が設立される地理的範囲のあり方、第二に販売の組織化にあたって農会や同業組合の技術者たちが主導的な役割を果たしていたことが

あげられる。

一点目は、愛媛県の出荷組合が必ずしも集落と一致した範囲で設立されたわけではないということである。出荷組合が設立された範囲は集落を単位としていたものが多かったが、旧町村（明治行政村）を単位としたもの、それをこえて複数町村にまたがって設立されたものもあった。生産されるミカンの品質が自然的豊度に大きく左右されることを背景として、自然的・地理的条件を共通にする地域や、市場対応や選果機導入に必要なとされる産地の規模を確保するために必要な地域に出荷組合が設立されたことが、規模が一定でなかった原因ではないかと考えられる。

販売方針が統一できなかつたために、ひとつの集落において出荷組合が分割されることもあった。たとえば、現在銘柄産地として名高い愛媛県八幡浜市の日の丸共選では、前身となる出荷組合の設立後まもない1934年に、共同防除での失敗から小玉果を多く生じたことがあった。愛媛県青果農業協同組合連合会 [5] によれば、「この小玉果は大坂市場よりもむしろ地元八幡浜の方が高値であったが、取引の将来性を考え大坂市場へのお荷を継続した。この出荷方針をめぐる組合員の意見が二つに分かれ、理事者の中にも辞表を出すものが現れ、発展途上において組合が分裂するにいたった」（p.199）。二つに分かれた出荷組合が再び統合するのは、1964年のことである。

この記述から推察されるのは、集落においてミカンの販売方針を異にする二つの出荷組合ができた際に、農家はミカンを有利に販売する方法についての自らの判断によって、どちらの組合に属して出荷をおこなうかを決定したであろうということである。そうした経緯は農家の組合に対する帰属意識を高めることにもなったと思われる。二つの出荷組合を中心とした新たな社会的統合のあり方が強固に形成されたからこそ、この体制が戦時体制期をはさんで戦後まで30年間続いたとみることができよう。このように、愛媛県における出荷組合は、磯辺のいうような「部落丸抱え的」な性格を必ずしも備えていたわけではないのである。

共販組織が合従連衡したり分割されるような再編のされ方については、むしろ戦後の専門農協に

おける大型共販の形成とその解体の方がよく知られている。温泉青果農協や宇和青果農協などの専門農協の事例が典型であり、これらは管内に数十カ所あった共選のブランドを統合し、郡規模の共販体制を作りあげた。さらに宇和青果農協では、そのようにして統合した共選を再び解体し分割再編してきたという経緯がある（註10）。共選の再編について、統合は市場拡大期における計画出荷やコスト削減、分割再編は品質競争が強まるなかでの品質対応などから説明されることが多いが、そうした再編が可能だったのは、戦前期からの一貫した特徴である、生産・流通環境に合わせて組織をつくりあげる柔軟さが背景にあったからであろう。

二点目の技術者層の役割について代表的な例をあげると、愛媛県で出荷組合の設立が広まったのは、1928年に開催された県下園芸大会において、高橋郁郎が行った講演を契機としているという（宇和青果農業協同組合〔4〕、p.23）。高橋はミカンの農商務省園芸試験場の技手から請われて静岡県に移り、静岡県柑橘試験場長・柑橘同業者組合連合会幹事となり、戦後における専門農協の全国組織である日本園芸農業協同組合連合会（日園連）の設立においても中心的な役割を果たし、日園連設立後はその専務理事に就任して戦後の果樹復興に多大な貢献をした人物である。

1916年の西宇和果物同業組合の設立においては、西宇和郡農会の技術員である上甲香と村田吉右衛門が奔走し農家の合意をとりまとめ、組合が設立されると上甲は理事兼技士として活躍した（愛媛県青果農業協同組合連合会〔5〕、p.281）。末端の出荷組合の設立に深く関わった人物としては、先述の宇和柑橘同業組合の村松春太郎があげられる。また、戦後の展開との関わりでいえば、愛媛県青果農業協同組合連合会の会長として有名な桐野忠兵衛が、戦前においては農会の技術員であったことが指摘できる（註11）。

彼らの動機を明確に示す資料はないが、各種資料の断片的な記述からは、商人の詐欺的な商慣行に対する強い憤りなどが読み取れる（註12）。彼らは農家への技術普及をとおして生産段階での改良だけでは問題が解決しないことを実感し、流通過程の組織化に関する問題意識を強めていったと

思われる。技術者たちは県や郡以上の範囲で活動することが多かったし、蜜柑の技術研究の中心であった静岡県の興津園芸試験場（農商務省農事試験場園芸部）から県をこえた技術者の移動も多くみられるので、彼らが地主的秩序の維持・強化に対して問題意識をもっていたとは考えにくい。

以上の二点の理由から、本論では愛媛県における出荷組合の基本的な性格は、商品経済の浸透や共同での経済活動を通じて、出荷組合を中心とする新たな社会的統合を形成するものであったと考える。もちろん、通信手段が発達な当時においては、決定事項の連絡一つをとっても集落に依存する必要があったろうし、運営が地主などの有力者の主導によっていて、地域における彼らの立場が強化されることもあっただろうが、商品生産の進展による伝統的な村落秩序の転換はそのことと並行して進行しうるものであろう。出荷組合が村落秩序と一体的に展開してきた側面は確かに愛媛県においてもみられるが、それは集出荷活動を円滑に遂行するうえで有用であるためである。村落秩序との一体性を出荷組合の本質と捉えてしまうと、より重要で、そして現代にまで影響を及ぼしている出荷組合の存在意義を見落とすことになってしまうのではないだろうか。

ただし、以上のような組織の性格は、技術者の組織化への関わり方を除けば、静岡県においては弱かった。静岡県での集出荷の単位組織は、前述のように出荷組合と産業組合が併存していたが、愛媛県のような組織化の領域の行政区域からの乖離はみられなかった。前述の報徳社の社員により設立された産業組合である庵原郡農産物出荷組合では、設立時に中心人物が周囲に説いたのは、共同出荷は利益をいたずらに追求するためのものではないこと、共同活動を通じて勤労に励むべしという「報徳社精神」であったという。また、この組合に遅れてミカンの取り扱いを開始した産業組合では、ミカン販売以外の他事業を兼営するものが多く、組合長は町長や町会議員、農会長などを歴任した人物であったケースが目立つ。

こうした特徴は、近郊産地であるという条件による農家の共同出荷への意欲の低さに対して、産業組合など、ミカン販売とは直接関わりのない農家の組織化原理をも動員することによって対応し

た結果であるとみることができるだろう。
 以上のような静岡県の状況からは、磯辺の指摘を積極的に否定する要素はみあたらない。磯辺の指摘のように、あるいは、齋藤 [8] (p.38) が指摘したような、自治村落の執行部層としての立場から地主が産業組合設立を主導するという論理が、静岡の出荷組合の形成原理を理解するうえで重要な意味を持つかもしれない。いずれにしても、組織の展開や運営の形態から外形的に判断するか

ざり、静岡県の出荷組合の性格は、愛媛県のそれとはかなり異なるものだったとみてよいだろう。

4) 戦前における組織化の到達点と戦後の展開との関係

前項までが戦前における両県の集出荷組織の形成過程の分析である。ここでは、戦前における集出荷組織の形成・再編を再整理するとともに、戦後の共販体制との関わりについて簡単に触れてお

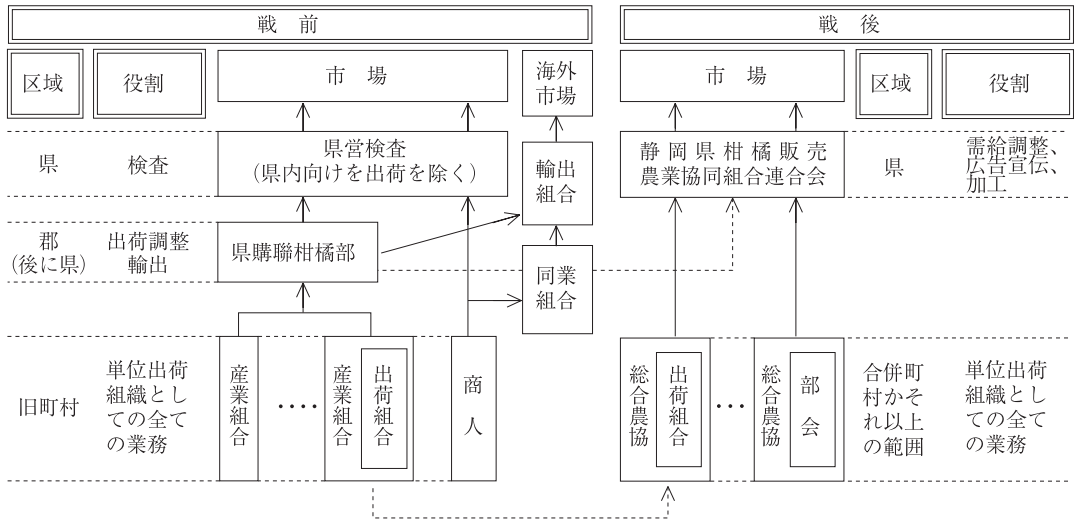


図2 静岡県における戦前と戦後のミカンの集出荷組織

注：実線の矢印はミカンの出荷の流れ、破線の矢印は戦前と戦後の組織のつながりを表す。

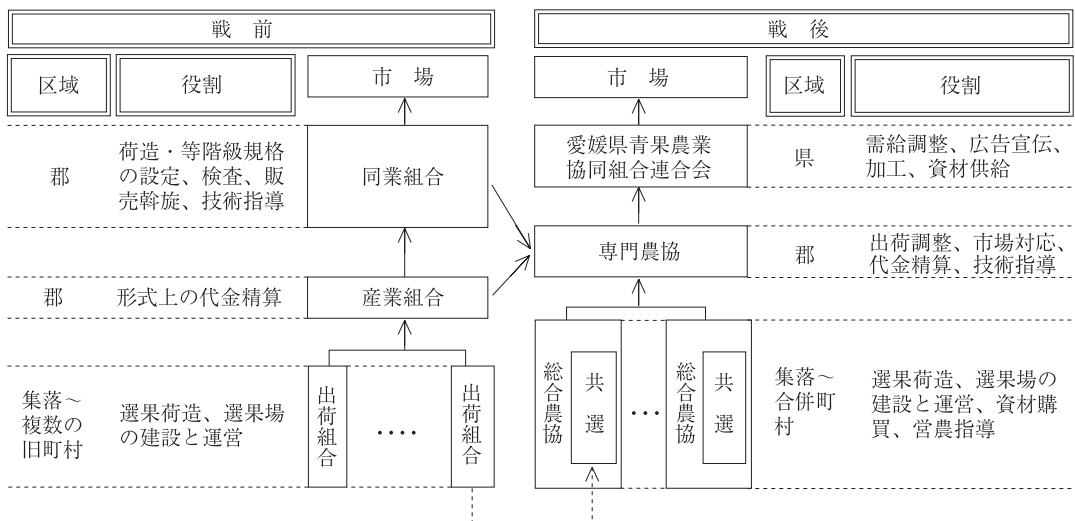


図3 愛媛県における戦前と戦後のミカンの集出荷組織

注：矢印の意味は図2と同様。

きたい。そのため、戦時統制団体に再編される前の時期と戦後の組織体制の比較を図2と図3にまとめた。

両県ともに組織化は商人と農家とを構成員とする同業組合からはじまったが、静岡県においては輸出権益をめぐる主導権争いのなかで商人側と農家側の同業組合に分化する一方で、国内向けの出荷については規格化を十分に果たせず、県営検査による強権的な措置に依存せざるを得なかった。農家による集出荷体制の組織化は、同業組合とは別個に産業組合の事業として開始され、あるいは任意出荷組合を産業組合が取り込む形ですすめられた。農家側からの組織化への動きは弱く、すでに存在していた報徳社や産業組合の組織に依存する面が大きく、そのために単位集出荷組織の範囲が町村を越えることはほとんど無かった。

戦後については、産業組合がそのまま総合農協となり、出荷組合を取り込んできた形跡として、通常の作目別部会に相当する部分をそのまま出荷組合とよぶ地域がほとんどを占めていた。県段階の組織としては、同業組合の系統は消滅し、産業組合の連合会の柑橘部門が経済連とは独立して専門連である静岡県柑橘販売農業協同組合連合会を設立した。こうした結果、県段階が専門連であることと、部会にあたるものを出荷組合とよぶほかは、一般的な青果物産地と同様に、一つの産地に一つの出荷組合、一つのブランドという体制となったのである。また、たとえば旧三ヶ日町のように、戦前において集出荷体制が形成されていなかった地域において戦後農協共販体制が確立した場合にも、部会にあたる組織は出荷組合とよばれて農協から相対的な独立性を強調し、農家の帰属意識を高めるように努められてきた。

これに対して愛媛県では、遠隔産地としての県外移出を中心として、同業組合の検査事業の対象が国内向けにも及んでいたため、そこからの商人の排除は激しい紛争をもたらすこととなったが、同業組合から商人を脱退させるか、はじめから農家のみ同業組合を組織することに成功した。単位集出荷組織は同業組合の主導のもとで任意の出荷組合が中心となり、それらが出荷する果実を検査し販売を斡旋することとした。出荷組合が設立される地域は一定せず、郡を単位とする同業組合

の事業範囲のうちに複数の組合が設立された。さらに、法的に禁じられている代金回収・精算業務をおこなうために、産業組合を併設し、形式的にこれに販売を委託する形をとった。出荷組合は出資をもとに集出荷施設を備えていたが、同業組合と産業組合による補完がなければ販売事業に必要な機能を完結することができず、上部組織との結びつきは強固なものであった。

以上のような組織が形成された結果、戦後には、郡単位の専門農協のもとに「共選」とよばれるようになった出荷組合が複数所属し、それぞれが独自のブランドをもって出荷をおこなうほかに例をみない体制が形成されたのである。選果場を建設する際に共選の組織基盤を強化しようとする際には、専門農協ではなく総合農協と合併するケースが多くみられた。共選別の費用負担を明確にしておくことがその目的と考えられる。また、郡専門農協の上部に位置した専門連は、愛媛県青果農業協同組合連合会〔5〕によれば、戦前に系譜をもたない新しい組織であるとのことである。

4. おわりに

本論では、戦前の歴史的展開過程からの規定性という分析視角により、静岡県と愛媛県におけるミカンの集出荷体制を比較分析してきた。両県の共販体制が戦前の展開から受け継いでいるのは、本論の分析によれば、出荷組合を集出荷の基礎的な単位とする事業体制、それらの出荷組合と上部組織である農協との関係、とくに総合農協であるか専門農協であるかという点、技術指導を重視した事業体制などである。

現在、両県においてみられる「共選」と「出荷組合」とよばれる組織は、一般的な青果物の作目別部会と区別されるような特徴が多くみられ、共通点も多いが、それは戦前からの展開に規定されたものである。しかし、その性格には、村落などの結びつきのあり方を中心として、大きな違いがみられることを指摘した。冒頭で述べたような、今後の農協のあり方を考えるうえでも、経済的要因により広域的な共販組織の形成をみた愛媛県と、村落社会や産業組合などそれ以外の要因を動員しなければ容易に組織化が進まなかった両県の相違を分析することは、興味深い課題であるといえよ

う。

本論では、この課題に対して、さしあたり地理的な要因に規定される両県の市場環境から説明を試みたが、実証としては不十分な点が多く、仮説にとどまらざるを得ない面もあった。今後はこの点の補足研究を進めるとともに、齋藤〔8〕が産業組合と村落の関係を論じたような形で、社会構造の地域性という視点からも、両県の組織化の相違を分析する必要があるだろう。

今後の課題としてもう一点あげるならば、戦後におけるミカン共販組織の展開である。様々な課題が残されているが、本論が重視してきた共選組織の再編について、とくに重要と思われるのは、共選を基盤とした事業を「組織的にも弱体な任意組合の上に乗っている不安定性」(若林〔20〕、p.243)としてとらえ、より農協直営に近い形で共選を再編しようとする動きである。温泉青果農協では、「温泉青果農協の場合、長年の努力ではほぼこの悩みを克服した」(若林〔20〕、p.243)とされているが、こうした再編において、戦前からみられた組織の柔軟性が発揮されたのか(註13)、それとも農協の経営者層からの強力なトップダウンによって歴史性からの規定性に対抗するようなものであったのかが問題となるであろう。し、市場条件の変化や産地の発展にあわせて組織を再編しようという動きである。本論の問題意識からいえば、この温泉青果農協と、共選が根強く残存している西宇和農協など他産地との比較は興味深い課題であるが、これについても今後の研究課題としたい。

註

- 1) 太田原〔7〕による農協の本質規定である(pp.56-57参照)。
- 2) 和歌山県も戦前からの産地化の歴史を持つうえに、愛媛県とは異なる共販組織の展開を遂げてきた地域であるが、その組織化の歴史は、江戸時代に紀州藩から庇護を受けた「密柑方」という半官半民の特権組織にまでさかのぼる。明治期以降に静岡県や愛媛県での産地化が進む一方で、すでに産地として確立していた和歌山県では、蜜柑方による独占的な商慣行の弊害を改めるために改革が試みられ、販売の組織化は紆余曲折を経ることとなる(蜜柑方の再編については御崎〔17〕を参照)。こうしたことから、愛媛県と直接の比較対象とするには静岡県が適当であると考えた。
- 3) 若林〔20〕が代表的なものである。
- 4) 専門農協の性格変化や総合農協との接近について、販売方法の優劣だけではなく、特定作目への特化や組合員構成の変化、事業兼営の範囲などから論じた研究もみられる。たとえば守田〔18〕(pp.17-19)、太田原〔7〕(第3章)である。しかし、これは本論の問題意識からいえば、あまりに皮相的な理解といわざるをえない。どのような農協であっても、大きく変化する事業環境には対応してゆかなければならないのであって、そうしたなかで、この事業機能は専門農協的、あの事業機能は総合農協的という区分がいかほどの意味を持つというのであろうか。地域社会や農業の影響を大きく受ける組織形態に関しても同様である。専門農協を研究対象とするならば、機能論的、組織形態論的なアプローチのみではなく、系譜論的、発生史的なアプローチによって、専門農協の特殊性がいかに形成されてきたかという論理をあきらかにする必要がある。合併によって減少し、いまや注目されることもほとんど無くなってしまった専門農協を研究対象として取りあげる価値は、そうした論理の解明にあるというのが本論の基本的な問題意識である。
- 5) 若林〔20〕(pp.233-234)によれば、愛媛県西宇和郡の三崎町では、任意組合(共選)が総合農協と合併する際に専門農協である西宇和青果農協との関係を断ち切り、総合農協による独自販売に移行したという。また、共選の独立性については、「任意組合(共選のこと—引用者)の経営的・組織的性格の不明確さ(とくに経理など杜撰に流れやすい)のゆえに、農協との対応関係がすっきりせず、場合によっては、この任意組合が実質上果実の出荷指令権を握り、果実のマーケティング機能を果たし、専門農協は極めて形式的な販売業務をおこなうにとどまる」(p.233)と述べており、否定的な評価を下している。しかし、林〔15〕に整理した近年の農協に関わる議論の動向をみると、組合員参加型の事業として共選組織に近いような方向性に農協の将来像が描かれようとしているように思われる。
- 6) これ以降、戦前期の記述については主に、宇和青果農協〔4〕、愛媛県青果連〔5〕〔6〕、静岡県柑橘連〔9〕、西宇和青果農協〔13〕の記述によるものである。
- 7) 平成の町村合併により郡部が市部に編入され、どちらの郡も現在では存在していない。庵原郡が静岡市(とくに旧清水市)を、志太郡が藤枝市を中心とする地域である。
- 8) 白戸〔10〕p.31は同業組合準則による組織化につ

いて、「組織化に熱心であったのは商人であり、生産の担い手は一般的にきわめて零細で市場から隔離された状態にあり、その結果、組織内では商人の発言権が優位を占めていたといえよう」と述べている。

9) 大阪毎日新聞「産業組合物語」(1935. 5. 7-1935. 5. 29の連載)によれば、北米柑橘輸出組合は、「第一に販売権を持っている、検査の支配を握っている、生産者から如何なる値段に買取ることも自由であり、また海外市場の実需などは無視しても供給を抑圧して価格吊上げは勝手にやれる、内に生産過剰の重圧がありながら、外に販路閉塞の矛盾をあえてする」といったことで、相当の利益をあげたということである。これに対し、全国のミカン主産県の産業組合が中心となって1933年に大日本柑橘生産組合連合会(日柑連)を結成し、出荷枠の5割を獲得することを要求した。この要求をめぐって、農林省と商工省がそれぞれ生産者団体と商業者団体を所管する立場から対立するなどして一時無統制状態となりかけたが(大阪朝日新聞「全国輸出組合座談会」1936. 7. 20-1936. 7. 29の連載の記述による)、翌1934年には、もともと輸出枠を得ていた静岡県産の産業組合分を考慮しつつ、生産者側と商人側で輸出枠を等分することで落ち着いた。なお、ここで引用した新聞記事は、Web上の「神戸大学新聞記事文庫」(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/>、2009. 1. 13閲覧)によっている。

10) こうした経緯は相原 [1] (pp.100-106) に詳しい。

11) 愛媛県の専門農協の技術指導体制の歴史と桐野らの活躍については、玉 [12] (補章3) も参照のこと。

12) たとえば、静岡県柑橘販売農業協同組合連合会 [9] (p.313) に、高橋郁郎らの見解が述べられている。

13) 本文中で指摘した宇和青果農協の共選再編では、共選の統合と分割再編のほかに、専門農協本部から各共選に権限を委譲する動きなど、様々な試行錯誤がみられる。このケースについては、共選組織の柔軟性が発揮されたものといえるだろう。

参考・引用文献

- [1] 相原和夫「農協共販の組織と機能の革新」堀田忠夫『国際競争下の農業・農村革新—経営・流通・環境—』第Ⅱ部、農林統計協会、1998、第2章。
- [2] 阿川一美『果樹農業の発展と青果農協』果樹産業振興桐野基金、1988。
- [3] 磯辺俊彦「概説」農林省蚕糸園芸局『果樹農業発達史』、農林統計協会、1972、pp.461-462。
- [4] 宇和青果農業協同組合『宇和青果農協八十年のあゆみ』宇和青果農業協同組合、1996。
- [5] 愛媛県青果農業協同組合連合会『愛媛県果樹園芸史』愛媛県青果農業協同組合連合会、1968。
- [6] 愛媛県青果農業協同組合連合会『愛媛県青果連50年史』愛媛県青果農業協同組合連合会、1998。
- [7] 太田原高昭『系統再編と農協改革』農山漁村文化協会、1992。
- [8] 斎藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」齊藤仁『農業問題の展開と自治村落』、日本経済評論社、1989、第2章。
- [9] 静岡県柑橘販売農業協同組合連合会『静岡県柑橘史』静岡県柑橘販売農業協同組合連合会、1959。
- [10] 白戸伸一『近代流通組織化政策の史的展開』日本経済評論社、2004。
- [11] 玉真之介「戦後復興期の地域づくりと協同組合」鈴木文薫編著『地域づくりと協同組合』、青木書店、1990、第2章。
- [12] 玉真之介『日本小農論の系譜』農山漁村文化協会、1995。
- [13] 西宇和青果農業協同組合『西宇和青果農業協同組合史』西宇和青果農業協同組合、1993。
- [14] 林美俊「専門農協の組織再編と共選組織の存立意義—愛媛県ミカン産地の事例研究—」『農経論叢』第59集、2003、pp.93-104。
- [15] 林美俊「農協問題—既存の枠組みにとらわれない新たな農協像への模索—」『農業と経済』昭和堂、2008、pp.103-107。
- [16] 松村祝男『果樹作と庶民と地域の近代化—河内みかん発達史—』龍溪書舎、2007。
- [17] 御崎明良「明治以降の有田みかんの販売体制と輸送の変遷」『経済理論』通号299号、2001、pp.63-86。
- [18] 守田志郎「専門農協と組合員」農政調査委員会『日本の農業—あすへの歩み—』、農政調査委員会、1964。
- [19] 農林省蚕糸園芸局『果樹農業発達史』農林統計協会、1972。
- [20] 若林秀泰「果実(柑橘)の主産地形成と農協の対応—愛媛県の実態を中心として—」農政調査委員会『総合農協と専門農協—調査と討論—』、不二出版、1964、pp.197-245。